小諸市総合計画

小諸市第 11 次基本計画素案
（資料）

小　諸　市

◎小諸市総合計画
「第５次基本構想・第11次基本計画」体系図

● 小　諸　市

第５次基本構想

【めざすまちの姿】
住みたい　行きたい　帰ってきたい　まち　小諸

【めざす地域の姿】
（10地区別）

【まちづくりの柱】
政策分野別目標

心豊かで自立できる人が育つまち
【政策１：子育て・教育】

自然環境を守り、循環型社会の進んだまち
【政策２：環境】

一人ひとりが健康に心がけ、
みんなで支え合うまち
【政策３：健康・福祉】

地域の宝、地域の資源を有効活用し、
活気ある豊かなまち
【政策４：産業・交流】

安心して快適に暮らせるまち
【政策５：生活基盤整備】

（構想の実現のために）
すべての主体が参加し、協働するまちづくり
【協働】

（計画の実現のた
【政策６：協働・

総　合　計　画

第11次基本計画

【こもろ未来プロジェクト2020】（政策横断／組織横断）

【施策1-1】教育環境の充実を図り、子どもたちの「生きる力」を育みます
【施策1-2】安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに、社会全体（みんな）で取り組みます
【施策1-3】生涯にわたる市民の主体的な「学び」を促進し、「生涯学習社会」の実現をめざします
【施策1-4】かけがえのない文化財を保存・継承し、有効に活用します
【施策1-5】スポーツを通じて、交流や活動が生まれるまちを目指します
【施策1-6】市民の人権意識を高めます

【施策2-1】ごみの減量と再資源化を進めます
【施策2-2】持続可能な地球環境にやさしいまちづくりを目指します
【施策2-3】市内全域の水洗化を推進し、公共用水域を保全します

【施策3-1】市民一人ひとりが健康に心がけ、生涯健康で暮らすことができるよう支援します
【施策3-2】誰もが安心できる福祉環境を整備します
【施策3-3】高齢者が住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らせる地域づくりを推進します

【施策4-1】農家の担い手を育て儲かる農業を目指します
【施策4-2】地域の強みを活かした企業誘致と事業者支援、起業者の育成を強化し、地域経済の活性化を図ります
【施策4-3】暮らしやすさや地域の魅力を発信し、移住・観光交流人口の増加とまちづくりの担い手育成を進めます

【施策5-1】多極ネットワーク型コンパクトシティにより、利便性が高く、居心地のよい、ひらかれた都市づくりを進めます
【施策5-2】社会基盤の整備と長寿命化を進めます
【施策5-3】安全な水道水の安定供給と持続的な安定経営を進めます
【施策5-4】安全で安心な暮らしを実現する体制を充実させます

ために）
・行政経営】

【施策6-1】参加と協働により市民主体のまちづくりを推進します
【施策6-2】戦略的で効率的・効果的な行政経営を推進します
【施策6-3】財政の健全性を確保しながら、効率的・効果的な財政運営を進めます
【施策6-4】市税収入をはじめとする自主財源の安定的な確保を図ります
【施策6-5】職員の意識改革と育成を図り、市民サービスの向上に努めます

小諸市第 11 次基本計画（資料）

総論

1　趣旨

小諸市では、「小諸市自治基本条例」に基づき、総合的かつ計画的な行政経営を図るため、「基本構想」及び「基本計画」から構成される「総合計画」を策定しています。

総合計画は、小諸市自治基本条例によって策定が義務付けられています。小諸市自治基本条例は、市民が主役の自治（まちづくり）を進めるための基本的なルールを定めたもので、このルールに基づく運用体制や制度を整備していくことによって、主権者である市民を主体とした「参加と協働のまちづくり」を推進し、自治の発展を目指すことを目的としています。

「基本構想」は、平成28年度から令和９年度にかけて運用されています。具体的には、基本構想を「地域経営のための計画」と位置付け、地域の様々な主体が地域のビジョンや各主体の役割を共有するとともに、計画を運用する仕組みとしての「協働のまちづくりの体制構築」につなげることを最大の目的としています。

「基本計画」は、基本構想に基づき策定される行政運営の最上位の計画であり、小諸市では市長の任期と基本計画の期間の整合性が図られていることから、市長公約を反映した計画となっています。

第11次基本計画は、計画期間を令和２年度から令和５年度とし、この計画期間においては、当計画の方針に基づき市政運営がなされます。

2　計画の構成

小諸市の総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の３層構造としています。

このうち、「基本構想」は、地域を対象とした計画として長期のアウトカム（成果）を示し、「基本計画」と「実施計画」は、行政を対象とした計画として、基本計画は中期のアウトカム（成果）を、実施計画はアウトプット（産出）とインプット（投入）を示すものと位置付けています。

また、これらはそれぞれ上位計画と下位計画として、「目標と手段」という因果関係で結ばれており、基本構想を実現する手段として基本計画があり、基本計画で掲げる目標等を実現する手段として実施計画を立案するものです。

（1）基本構想

目指すべき将来都市像やまちづくりの目標、それらの実現に向けた政策展開の基本的な考え方を示します。

（2）基本計画

基本構想に示した目標を実現するために、各行政分野における主に行政が担うべき施策を総合的、体系的に示します。

（3）実施計画

基本計画に示された施策を進めていくために必要な個別の具体的事業等を示すこととし、毎年ローリング（見直し）を行います。

計画体系のイメージ図

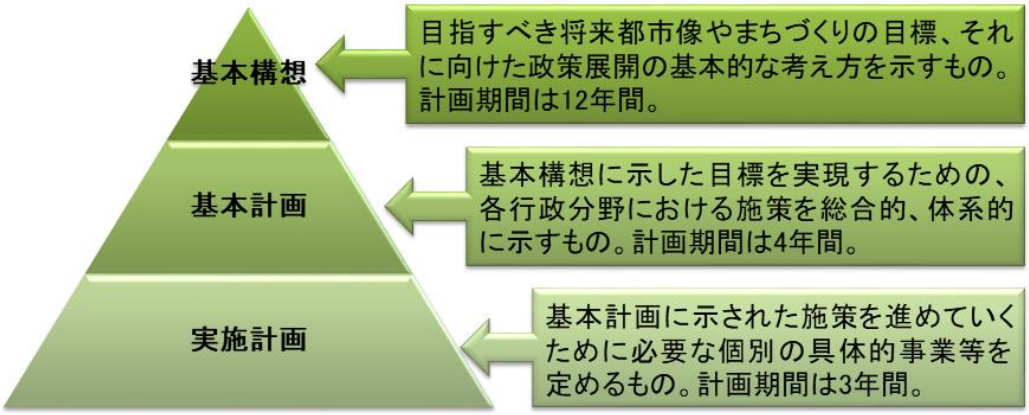

3　ＳＤＧｓとの関連性

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを宣言しています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、わが国においても2016年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、同年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の策定を行い、積極的にSDGsに取り組んでいます。

SDGsの理念は国だけが実施すべきものではなく、自治体や民間企業においても力を注ぐことにより最大限の効果を発揮することとされています。

小諸市の第11次基本計画においては、SDGsの17のゴールと169のターゲットを意識した市政運営を行っていくことで、持続可能なまちづくりを目指します。また、「第２部第５章施策」の中では、各施策において主な目指すべきゴールを掲げるとともに、SDGsの取り組みとして、どのように17のゴールに向かって事業を展開していくのか記載しています。

4　総合計画の期間

地域計画である「基本構想」については、それに求められる普遍性を確保するため、計画期間を12年間としています。

市政運営の計画である「基本計画」については、市長任期との整合性を図り、市長公約を反映させるため、計画期間を４年間としています。

なお、時々の情勢に伴い、必要に応じて各計画は見直しを行います。

計画期間のイメージ図

小諸市第 11 次基本計画（資料）

基本計画の考え方

１　基本計画策定の目的

２　計画の構成

３　計画の期間

1　基本計画策定の目的

小諸市では、基本計画を行政のマネジメントのための計画と位置付け、策定しています。そして、そのような行政マネジメントとしての計画運用に向けて、策定段階においては、可能な限り多くの職員が参画すること（オーナーシップ）、職員の意識を変えること（マインドセット）、総合計画だけでなく予算や行政評価など他のシステムも連動すること（トータルマネジメントシステム）の３点を重視しました。

続いて、「第５次基本構想」では、基本構想を「地域経営のための計画」と位置付け、地域の様々な主体が地域のビジョンや各主体の役割を共有するとともに、基本構想を運用する仕組みとしての「協働のまちづくりの体制構築」につなげることに重きを置きました。

これらを受け、「第11次基本計画」の策定にあたっては、「第10次基本計画」に引き続き、基本計画を行政のマネジメントのための計画と位置付け、第５次基本構想に基づいた「行政の計画」として、基本構想で定めた行政の役割を具現化する計画とします。また、基本計画に市長公約を盛り込むとともに、市長任期と基本計画の計画期間を一致させることなどにより、市長任期と基本計画の整合性を図っています。

2　計画の構成

（１）財政運営の基本的な考え方

小諸市では、トータルマネジメントシステムにより、基本計画と予算が連動性を持った行政経営を行っています。第11次基本計画においても引き続き、財政規律のメカニズムを組み込むことで、予算の裏づけのある計画とします。

（２）こもろ未来プロジェクト2020（市長公約）

第11次基本計画及び、それに基づく実施計画に市長公約を盛り込むため、市長公約に関連する事項について「こもろ未来プロジェクト2020」として位置付けを整理します。

（３）政策・施策

第11次基本計画の骨格は、政策と施策の２層構造とします。このうち、「政策」については、第５次基本構想のまちづくりの柱（政策分野別まちづくり方針）の分野単位の枠組みで、基本構想で設定された行政の役割について、第11次基本計画の計画期間内に「どのように実施するか」という取り組み姿勢を「方針」として示します。また、「施策」については、上位政策に基づき、概ね「課」単位の枠組みで、より詳細に「どのように実施するか」という取り組み姿勢を「方針」として、「どこまで実施するか」という目指す状態を「目標・目標値」として示すこととします。

３　計画の期間

【第 11 次基本計画の計画期間】

令和２年度　～　令和５年度

（ 2020 年度　～　2023 年度 ）

計画期間については、これまでの基本計画と同様に４年間とします。市長任期と基本計画の整合性を高める観点から、市長任期と基本計画の計画期間を一致させるため、策定と同時に運用を開始することとします。したがって、年度単位の設定で「令和２年度から令和５年度まで」の４年間を計画期間とします。

小諸市第 11 次基本計画（資料）

財政運営の
基本的な考え方

財政運営の基本的な考え方

小諸市では、少子高齢化や人口減少の進展、地価の下落、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、今後、税収をはじめとする一般財源の減少が見込まれる一方、歳出面では、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策に要する経費などの増加が見込まれ、財政の硬直化は避けられない状況です。

そこで、第11次基本計画における財政運営の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

財政運営の基本的な考え方

① 最小の経費で最大の効果を発揮するため、事業の見直しにより財源を確保し、優先順位の高い事業に重点的に資源配分する。

② 基金や市債に依存した財政構造の回避は最優先事項である。そこで、重要事業による影響を除いた平年ベースの事業費には、一般財源の不足を補填するための基金繰り入れをしないことを目指す。

③ 新規の公共施設整備は原則として凍結するとともに、公共施設の集約化、複合化、不用な施設の除却などにより施設総量の縮減を目指す。

④ 小諸市の課題である「担税力の強化」に向けた施策・事業の推進など、自主財源の確保に最大限努めるとともに、不要資産は積極的に売却を進めるなど、資産の適正管理を進める。

小諸市第 11 次基本計画（資料）

こもろ未来プロジェクト

2020

１　位置付け

２　基本姿勢

３　実行に向けた手法の基本方針(原則)

４　健幸都市こもろ

　　(小諸版ウエルネス・シティ)の概念図

５　「健幸都市こもろ

　　(小諸版ウエルネス・シティ)」とは

６　健幸都市こもろ

　　(小諸版ウエルネス・シティ)の体系

1　位置づけ

市長公約に関連する事項については、第11次基本計画に基づいた実施計画において、関連する事務事業の計画内容に盛り込むものとします。そのうえで、計画運用段階のPDCAサイクルの中で、実施計画の実績の評価と、その結果に基づく毎年度の見直しの実施により、市長公約の進行管理を行うとともに、着実な進捗を図ることとします。

2　基本姿勢

（1）民間の発想と着眼点で「ワクワク」する市政を創り、行動します

「官」から、意欲ある住民主体の「民」の発想へ転換し、柔軟でスピード感のある着眼点で取り組み、戦略的かつ効率的な市政運営を進めます。「ワクワク」するような新しいかたちの「こもろ市政」を創り、誠実に行動します。

（2）地域の課題解決に「市民とともに協働」で取り組みます

「地域のみなさんの持つチカラ」を活かし、行政がそれを増幅していくことが、真の意味での「強い地域づくり」につながると考えます。身近な課題に市民と一緒に取り組み、地域の力の向上に努めます。また、努力して頑張っている人や団体、企業を応援する小諸市を創り、まち全体に元気をとりもどします。

（3）政財官産学連携や広域連携の「太いパイプ」を市政戦略に活かします

政財官ならびに産学との連携強化を図るとともに、地域における様々な広域連携をこれまで以上に行い、市政戦略に活かして小諸市の力に変えます。

3　実行に向けた手法の基本方針（原則）

（1）知恵を出し、汗をかき、人材や資産をフルに活用し、市民主体を基本とした参加と協働によって最小の経費で最大の効果を上げていきます。

（2）小諸の良さや魅力を戦略的・効果的に宣伝、周知するシティプロモーションでは、テレビ番組、新聞記事、インターネット等の宣伝広告料のかからない媒体を徹底的に活用していきます。

（3）客観的で効果測定に適した「数値」設定を心がけることにより、「見える化された」目標達成度による検証を行います。

（４）多様な市民ニーズや組織横断的課題に迅速に対応できる柔軟で機動的な組織づくりに取り組みます。

（５）すべての施策、事業において、毎年度PDCAサイクルにより見直しを実施し、目標の実現に向けた進捗管理を行います。

４　健幸都市こもろ（小諸版ウエルネス・シティ）の概念図

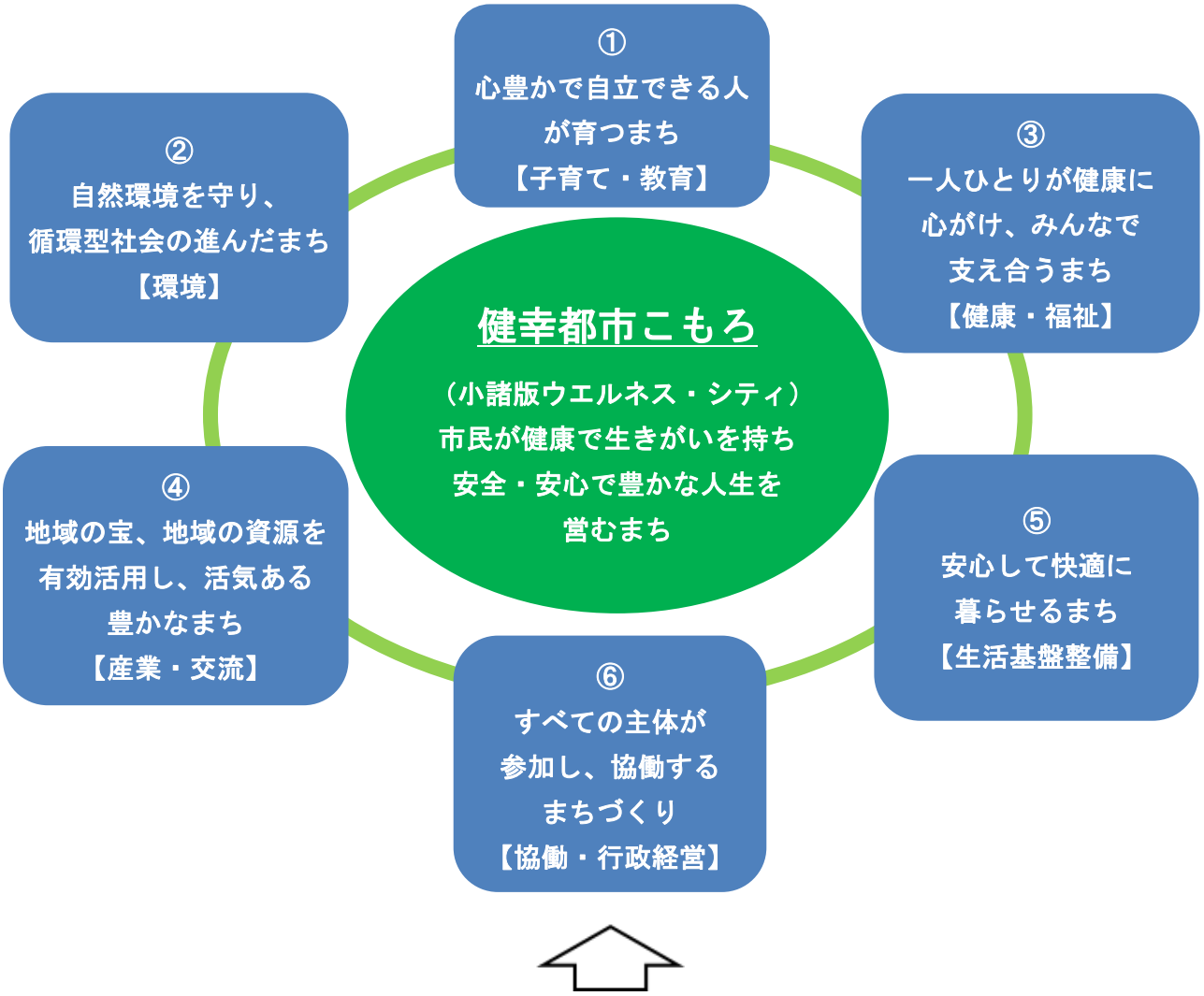

人口減少問題に対応するためには、小諸市がより魅力的でなければならない。
そのための目標（あるべき姿）が、
「健幸都市こもろ（小諸版ウエルネス・シティ）」

５　「健幸都市こもろ（小諸版ウエルネス・シティ）」とは

社会に様々な弊害をもたらす人口減少問題が基礎自治体に大きな影を落とす中にあって、人口増加に転じている（人々から選ばれている）自治体も存在しています。

小諸市が今後も持続可能な自治体であり続けるためには、人口減少を抑制しつつ、市内外の人々から選ばれるまちであることが必要です。このことについて市長公約では、これからのまちの目指す姿・ビジョンとして「健幸都市こもろ（小諸版ウエルネス・シティ）」を掲げています。

琉球大学の荒川雄志教授によれば、「ウエルネス」は、健康を身体の側面だけでなく、より広く総合的に捉えた概念で、「身体の健康、精神の健康、環境の健康、社会的健康を基盤にして、豊かな人生をデザインしていく、自己実現」と定義されています。そうすると、このウエルネスは、健康・福祉はもちろんのこと、子育て・教育、環境、産業・交流、生活基盤、行政経営など、あらゆる分野からのアプローチが可能な考え方であると言えます。

また、慌ただしい高度情報社会、ストレス社会に生きる現代人には、日常をリセットする時間、本来の自分を取り戻す場所が不可欠ですが、ウエルネスの持つ意味の中には、家庭や職場のほかに「サードプレイス（第３の場所）」＝「快適でゆっくりと脱力できる、癒される場所。自分に還れる場所。何度も帰ってくる場所。ほどよい刺激があり、自己開発できる場所。」という概念があります。小諸市にはこのサードプレイスたる地域資源（ウエルネス資源＝自然、歴史、文化、人、地域課題など）にあふれています。

そこで、「健幸都市こもろ（小諸版ウエルネス・シティ）」として、「健康・福祉はもちろんのこと、子育て・教育、環境、産業・交流、生活基盤、行政経営など、あらゆる分野において「健康」「健全」であることで、市民が健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな人生を営めるまち。小諸市を訪れる国内外の人々が〝自分に還る〟〝何度でも帰りたい〟〝住んでみたいまち〟」と再定義しています。

このことは、小諸市の総合計画の根幹となる第５次基本構想の将来都市像「住みたい　行きたい　帰ってきたい　まち　小諸」とも整合性があります。

今後、総合計画の６つの政策分野（①子育て・教育、②環境、③健康・福祉、④産業・交流、⑤生活基盤整備、⑥協働・行政経営）において「健幸都市こもろ（小諸版ウエルネス・シティ）」の実現に向け各種施策・事業を行っていきます。

6　健幸都市こもろ（小諸版ウエルネス・シティ）の体系

目指すべき将来

健幸都市こもろ　健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな人生を営むまち

・人口減少を和らげる　　・小諸で良かったと“選ばれる”まちへ

- **定住人口**の増加　暮らしやすい環境（教育・雇用・子育て・住環境・公共交通など）
- **交流人口**の増加（自然・歴史・文化・人との交流＝幅広い観光）
- **関係人口**の増加（魅力発信・小諸ファン増大・テレワークなど）
- **人口減少に適応したまちづくり**

基本目標＝６つの柱

1. 心豊かで自立できる人が育つまち【子育て・教育】
2. 自然環境を守り、循環型社会の進んだまち【環境】
3. 一人ひとりが健康に心がけ、みんなで支え合うまち【健康・福祉】
4. 地域の宝、地域の資源を有効活用し、活気ある豊かなまち【産業・交流】
5. 安心して快適に暮らせるまち【生活基盤整備】
6. すべての主体が参加し、協働するまちづくり【協働・行政経営】

横断的な目標

新しい時代の流れを力にする
・地域におけるSociety5.0の推進　　・地方創生、SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

多様な人材の活躍を推進する
・多様な人々の活躍による地方創生の推進　　・市民、小諸ファンが活躍する地域社会の推進

小諸市第 11 次基本計画（資料）

基本計画と SDGs17 の ゴールとの関連表

１　政策・施策ベースの関連表

２　ＳＤＧｓベースの関連表

１．施策とＳＤＧｓ17のゴールとの関連表（政策・施策ベース）

第11次基本計画		ＳＤＧｓ17のゴール
政策１　子育て・教育		3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に
施策１－１	教育環境の充実を図り、子どもたちの「生きる力」を育みます	4 質の高い教育をみんなに
施策１－２	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに、社会全体（みんな）で取り組みます	4 質の高い教育をみんなに 16 平和と公正をすべての人に
施策１－３	生涯にわたる市民の主体的な「学び」を促進し、「生涯学習社会」の実現を目指します	4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを
施策１－４	かけがえのない文化財を保存・継承し、有効に活用します	4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを
施策１－５	スポーツを通じて、交流や活動が生まれるまちを目指します	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを
施策１－６	市民の人権意識を高めます	5 ジェンダー平等を実現しよう 16 平和と公正をすべての人に
政策２　環境		6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
施策２－１	ごみの減量と再資源化を進めます	12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう
施策２－２	持続可能な地球環境にやさしいまちづくりを目指します	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 13 気候変動に具体的な対策を 15 陸の豊かさも守ろう
施策２－３	市内全域の水洗化を推進し、公共用水域を保全します	6 安全な水とトイレを世界中に 14 海の豊かさを守ろう
政策３　健康・福祉		1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを
施策３－１	市民一人ひとりが健康に心がけ、生涯元気で暮らすことができるよう支援します	3 すべての人に健康と福祉を
施策３－２	誰もが安心できる福祉環境を整備します	1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を
施策３－３	高齢者が住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らせる地域づくりを推進します	3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを

政策４　産業・交流		2 飢餓をゼロに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 13 気候変動に具体的な対策を 15 陸の豊かさも守ろう
施策４－１	農家の担い手を育て儲かる農業を目指します	2 飢餓をゼロに 13 気候変動に具体的な対策を 15 陸の豊かさも守ろう
施策４－２	地域の強みを活かした企業誘致と事業者支援、起業者の育成を強化し、地域経済の活性化を図ります	8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
施策４－３	暮しやすさや地域の魅力を発信し、移住・観光交流人口の増加とまちづくりの担い手育成を進めます	8 働きがいも経済成長も
政策５　生活基盤整備		3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを
施策５－１	多極ネットワーク型コンパクトシティにより、利便性が高く、居心地のよい、ひらかれた都市づくりを進めます	3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを
施策５－２	社会基盤の整備と長寿命化を進めます	11 住み続けられるまちづくりを
施策５－３	安全な水道水の安定供給と持続的な安定経営を進めます	6 安全な水とトイレを世界中に
施策５－４	安全で安心な暮らしを実現する体制を充実させます	3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを
政策６　協働・行政経営		8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう
施策６－１	参加と協働により市民主体のまちづくりを推進します	17 パートナーシップで目標を達成しよう
施策６－２	戦略的で効率的・効果的な行政経営を推進します	11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう
施策６－３	財政の健全性を確保しながら、効率的・効果的な財政運営を進めます	17 パートナーシップで目標を達成しよう
施策６－４	市税収入をはじめとする自主財源の安定的な確保を図ります	10 人や国の不平等をなくそう
施策６－５	職員の意識改革と育成を図り、市民サービスの向上に努めます	8 働きがいも経済成長も

２．施策とＳＤＧｓ17のゴールとの関連表（ＳＤＧｓベース）

<table>
<tr><td rowspan="3">
</td><td colspan="2">ゴール1　貧困をなくそう</td></tr>
<tr><td>自治体の役割</td><td>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本計画</td><td>SDGsの取り組み</td><td>関連施策（担当課）</td></tr>
<tr><td>・生活困窮者への就労等の自立支援</td><td>施策３－２（厚生課）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">
</td><td colspan="2">ゴール2　飢餓をゼロに</td></tr>
<tr><td>自治体の役割</td><td>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本計画</td><td>SDGsの取り組み</td><td>関連施策（担当課）</td></tr>
<tr><td>・生産性が高く環境と調和した持続可能な農業の推進</td><td>施策４－１（農林課）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">
</td><td colspan="2">ゴール3　すべての人に健康と福祉を</td></tr>
<tr><td>自治体の役割</td><td>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保健制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本計画</td><td>SDGsの取り組み</td><td>関連施策（担当課）</td></tr>
<tr><td>・スポーツを通じた健康の保持・増進
・子どもから大人まで様々な健康支援
（健康マイレージ事業の推進）
・障がい、生活困窮等にある方への福祉支援
・生きがいづくりや介護予防などの高齢者への健康支援
・公共交通の整備による交通事故の抑制
・市民や関係団体と連携した交通安全運動の推進</td><td>施策１－５（スポーツ課）
施策３－１
（健康づくり課）
施策３－２（厚生課）
施策３－３（高齢福祉課）
施策５－１（都市計画課）
施策５－４（危機管理課）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">
</td><td colspan="2">ゴール4　質の高い教育をみんなに</td></tr>
<tr><td>自治体の役割</td><td>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本計画</td><td>SDGsの取り組み</td><td>関連施策（担当課）</td></tr>
<tr><td>・梅花教育の推進（教員研修、情報端末の普及、支援員配置）
・幼児期、学童期の子どもの良質な教育と保育の確保
・社会教育施設の講座等、生涯学習機会の充実
・文化財の保存・継承・活用や芸術文化の学習機会の創出
・トップアスリートとの交流による生涯学習教育</td><td>施策１－１（学校教育課）
施策１－２
（子ども育成課）
施策１－３
（文化財・生涯学習課）
施策１－４
（文化財・生涯学習課）
施策１－５（スポーツ課）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">
</td><td colspan="2">ゴール5　ジェンダー平等を実現しよう</td></tr>
<tr><td>自治体の役割</td><td>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の役割を増やすのも重要な取組といえます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本計画</td><td>SDGsの取り組み</td><td>関連施策（担当課）</td></tr>
<tr><td>・男女平等社会に向け、様々な場での学習・啓発の推進</td><td>施策１－６
（人権同和教育課・
人権政策課）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">
</td><td colspan="2">ゴール6　安全な水とトイレを世界中に</td></tr>
<tr><td>自治体の役割</td><td>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全をとおして水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本計画</td><td>SDGsの取り組み</td><td>関連施策（担当課）</td></tr>
<tr><td>・水洗トイレ利用のための、排水処理サービスの適切な提供
・公衆用トイレの維持管理による適切な衛生環境の提供
・安全でおいしい水の安定供給</td><td>施策２－３（下水道課）
施策５－１（都市計画課）
施策５－３（上水道課）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">
</td><td colspan="2">ゴール7　エネルギーをみんなにそしてクリーンに</td></tr>
<tr><td>自治体の役割</td><td>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本計画</td><td>SDGsの取り組み</td><td>関連施策（担当課）</td></tr>
<tr><td>・環境・景観・住民に配慮した再生可能エネルギーの普及</td><td>施策２－２（生活環境課）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4"> 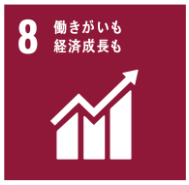
</td><td colspan="2">ゴール8　働きがいも経済成長も</td></tr>
<tr><td>自治体の役割</td><td>自治体は経済成長戦略の策定をとおして地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備をとおして労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本計画</td><td>SDGsの取り組み</td><td>関連施策（担当課）</td></tr>
<tr><td>・安定した雇用環境の確保
・地域の特色を生かした経済活動の定着、移住・定住の推進
・市民の役に立つことで働きがいを向上</td><td>施策４－２（商工観光課）
施策４－３（商工観光課）
施策６－５（総務課）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">
</td><td colspan="2">ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう</td></tr>
<tr><td>自治体の役割</td><td>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本計画</td><td>SDGsの取り組み</td><td>関連施策（担当課）</td></tr>
<tr><td>・企業誘致や事業者支援の取り組み</td><td>施策４－２（商工観光課）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">
</td><td colspan="2">ゴール10　人や国の不平等をなくそう</td></tr>
<tr><td>自治体の役割</td><td>差別や偏見の解消を推進する上でも、自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本計画</td><td>SDGsの取り組み</td><td>関連施策（担当課）</td></tr>
<tr><td>・適正な課税と納期限内納付の定着の促進</td><td>施策６－４
（税務課・収納管理室）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">
</td><td colspan="2">ゴール11　住み続けられるまちづくりを</td></tr>
<tr><td>自治体の役割</td><td>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本計画</td><td>SDGsの取り組み</td><td>関連施策（担当課）</td></tr>
<tr><td>・学びの場の提供と生涯学習施設の充実
・郷土愛の育みと芸術文化のまちづくりの推進
・体育施設の環境づくり及び管理運営の検討
・支えあう地域づくりの推進と住み慣れた地域で安心して暮らせる体制整備
・立地適正化計画に基づき、利便性と快適性を備えた魅力あるまちづくり
・道路・橋梁の維持や修繕により、安全性と快適性を確保
・支援を要する方への防災対策の充実</td><td>施策１－３
（文化財・生涯学習課）
施策１－４
（文化財・生涯学習課）
施策１－５（スポーツ課）
施策３－３（高齢福祉課）
施策５－１（都市計画課）
施策５－２（建設課）
施策５－４（危機管理課）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">
</td><td colspan="2">ゴール12　つくる責任つかう責任</td></tr>
<tr><td>自治体の役割</td><td>環境負担削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや３Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本計画</td><td>SDGsの取り組み</td><td>関連施策（担当課）</td></tr>
<tr><td>・３Ｒの実践により、ごみの減量と循環型社会の実現</td><td>施策２－１（生活環境課）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">
</td><td colspan="2">ゴール13　気候変動に具体的な対策を</td></tr>
<tr><td>自治体の役割</td><td>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本計画</td><td>SDGsの取り組み</td><td>関連施策（担当課）</td></tr>
<tr><td>・３Ｒの実践により、ごみの減量と地球温暖化の防止
・環境教育の充実や事業者への「長野県SDGｓ推進企業登録制度」の説明
・森林や農地等の適切な維持管理や農業用施設の強靭化の推進</td><td>施策２－１（生活環境課）
施策２－２（生活環境課）
施策４－１（農林課）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">
</td><td colspan="2">ゴール14　海の豊かさを守ろう</td></tr>
<tr><td>自治体の役割</td><td>海洋汚染の原因の８割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等をとおして海洋に流れ出ることが無いように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本計画</td><td>SDGsの取り組み</td><td>関連施策（担当課）</td></tr>
<tr><td>・河川パトロールや環境学習による河川の汚染防止と環境保全
・生活排水処理サービスの普及による公共用水域の保全</td><td>施策２－１（生活環境課）
施策２－３（下水道課）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">
</td><td colspan="2">ゴール15　陸の豊かさを守ろう</td></tr>
<tr><td>自治体の役割</td><td>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本計画</td><td>SDGsの取り組み</td><td>関連施策（担当課）</td></tr>
<tr><td>・水質検査や大気汚染調査等の情報提供と環境学習の実施
・森林や農地等の適切な維持管理や農業用施設の強靭化の推進</td><td>施策２－２（生活環境課）
施策４－１（農林課）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">
</td><td colspan="2">ゴール16　平和と公正をすべての人に</td></tr>
<tr><td>自治体の役割</td><td>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本計画</td><td>SDGsの取り組み</td><td>関連施策（担当課）</td></tr>
<tr><td>・障がい児等で支援を必要とする子どもや家庭へのサポート
・家庭・地域・学校・企業等様々な場への人権の啓発</td><td>施策１－２
（子ども育成課）
施策１－６
（人権同和教育課・人権政策課）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">
</td><td colspan="2">ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう</td></tr>
<tr><td>自治体の役割</td><td>自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本計画</td><td>SDGsの取り組み</td><td>関連施策（担当課）</td></tr>
<tr><td>・「参加と協働」「各主体のパートナーシップ」の促進及び支援
・「行政マネジメントシステム」の運用及び職員間の共有
・行財政改革の推進と市民への情報提供</td><td>施策６－１（企画課）
施策６－２（企画課）
施策６－３（財政課）</td></tr>
</table>